

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田 洋 司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	於福地区 (榎田・平国木・宮の前・砂地・西畑・台・小杉・金山・古屋・入水・緑ヶ丘・西寺・東中村・萩原・立石・竜現地・神柳・岡田・宗済・栗ヶ原・平野・上田代・下田代・横道)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(田代・於福北部地区)

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金の対象エリアを中心に、水稻栽培を行うなど保土管理し、農道や法面等共有部分の草刈りなども多面的機能支払交付金を活用し集落で取り組んでおり、用水も特に問題はない。しかしながら、高齢化した個人農家による耕作が中心であるため、地域内において同時期にリタイアする可能性がある。後継者も不在で地区外からの受託者も期待できない状況では集積することが困難。獣害対策は、地区全体にフェンスを設置し、栗ヶ原地区では、その中をさらに柵で囲んでいるものの被害大。

(於福南部地区)

地区に営農法人が無く、他地区の農業者にも声をかけるが引き受けてもらえず、国道沿いの条件の良い農地ですら不作付となっている。現在、営農している農家も10年後には80～90代になり、米価が低迷する中で高額な農機導入費、高騰した資材費など経費の回収は見込めず、後継者確保問題の一因となっている。獣害対策としてはネットや電気柵を設置しているもののシカ、イノシシ、タヌキ、アライグマ、サルの被害が甚大である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化の進行、後継者不在のため、10年後の営農継続は困難な状況であるが、水源の上流地域として、今後も農地保全が重要。すでに遊休農地化し将来的に農地利用の可能性が低い農地は地域計画範囲からの除外も検討し、ほ場整備済みの農地を中心に各集落の個別担い手が直接支払交付金を活用し、営農・農地保全の継続を図る。また、地区外からの受託者による継続した営農も今後は難しくなることが予想されるため、農家だけでなく、地域住民全体で農地の保全を図る取り組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	291 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	291 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、当面の間は目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。なお、保全・管理を行う区域は関係者協議のうえ、必要に応じて適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続協議
(2)農地中間管理機構の活用方針
継続協議
(3)基盤整備事業への取組方針
継続協議
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続協議
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA作業委託(田植え、稲刈り、防除)の活用。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①行政等の支援のもと倒されにくい強度のある柵等を設置。